孫 樹斌 殿

## 東京紛争調整委員会 あっせん委員 平岡卓朗

## あっせん打切り通知書

下記の事件について、あっせん委員3人(平岡卓朗、岩崎晃、師子角允彬)で協議を行った結果、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認め、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第15条の規定に基づきあっせんを打ち切ることとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第12条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 事件番号 東京局-3-279
- 2 申請人 孫 樹斌
- 3 被申請人 大宇宙ジャパン株式会社 (代表取締役 中山 国慶)
- 4 申請日 令和3年9月3日
- 5 あっせんを求める事項(変更又は追加があった場合はその内容及び変更又は追加を求めた年月日)

別紙「あっせん申請書」写しのとおり

- 6 打切り年月日 令和3年9月16日
- 7 打切りの理由

被申請人が、あっせんの手続きに参加する意思のない旨を表明したことにより、個別 労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第12条第1項第1号に該当するもの であること。

## 様式第1号(第4条関係)(表面)

あっせん申請書

			めってもの中間目
紛 争 当 事	労働者	もりがな 氏名	ソン ジュヒン 孫 樹斌
		住所	〒136-0073 東京都江東区北砂 5 丁目 20 番 10-609 電話 080 (4658) 1518
	事業	氏名又は名称	大宇宙ジャパン株式会社 代表取締役 中山国慶
		住所	〒141-0031 東京都品川区西五反田 2-28-5 電話 03 (6893) 1700
者	主	※上記労働者 に係る事業	
		場の名称及び所在地	電話()
あっせんを求める 事項及びその理由 紛争の経過		びその理由	2021年6月1日に無期雇用正社員として入社し、AM2部部長の指示を受けてYHプロジェクトの受入検証の職にあり。 6月14日AM2部長にYH品質悪いを報告し、26月24日AM本部長にYH品質悪いを報告し、6月29日AM本部長にYH違法の件を報告しました。7月29日AM本部長から8月31日付けの解雇すると通告を受けた。8月6日管理部部長(取締役)と副部長にYH違法の証拠を転送した。8月3日管理部部長、8月24日管理部部長と副部長、三回解雇通知書と理由証明書を請求した。不正行為を内部告発したことで報復的に懲戒解雇した。会社側の主張はいずれも事実とは異なるものである。さらに私の社会信用と名誉を損害する。したがって、就職規則による解雇事由には該当せず、解雇は無効である、解雇されて以降支払われていない賃金(2021年9月より)の支払いを請求したい。  2021年8月以降も、メールや面談にて解雇が無効である旨を主張しているが、相手方からは具体的な立証や説明のないままに、度重なる就業規則違反があったとする主張は説得力を欠いており、解雇が有効であるとの一点張りで、紛争の解決には至らなかった。状況が変わらない中、解雇の無効と復職を要求するため、あっせ
			んを申し立てることにした。
その他参考となる事項			訴訟を提起しておらず、また、会社には労働組合はない、他の救済機関も利用していない。 弁護士に相談しており、あっせんが合意に至らない場合には、訴訟などの法的手段を行うことも検討している。

2021年 9 月 3 日 申請人 氏名又は名称 孫 樹 斌

労働局長 殿